完全護憲の会ニュース 112 号

2023 年 4 月 10 日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX ：03-3772-5095
E メール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：https://kanzengoken.com/

目　次

第 107 回例会・勉強会の報告　P.1
別紙 1　事務局報告　P.2
別紙 2　政治の現況について　P.5
別紙 3　緊急警告 066 号　P.10
岸田政権は放送法行政の歪みを正し、表現の自由を回復せよ

第 107 回例会・勉強会の報告

3 月 26 日、都内・豊岡いきいきプラザにて、第 107 回例会・勉強会を開催した。（参加者 7 名；会員 78 名）。

例会は、川本氏を司会に、事務局報告を福田共同代表が行い＜別紙 1＞、政治の現況を草野委員が報告した＜別紙 2＞。勉強会は、「放送法を巡る国会論戦で何が問われているか」をテーマに議論した。

事務局報告では福田代表から、①来信 2 件、②冊子シリーズ№14「安倍政権の総括」（案）の各章タイトルと執筆者、③緊急警告 066 号の発信、④当会 HP ブログ投稿 9 件、などの報告を受け、緊急警告 066 号の趣旨内容を起草者の柳澤委員が説明した。

政治の現況報告では草野委員から、「最高裁、市役所前広場の護憲集会不許可を合憲判決」「過去最大の防衛費増含む 2023 年度予算案が衆院通過」「政府、原発運転 60 年超可能の関連 5 法案を閣議決定」「大阪高裁、関西生コン事件で一審判決覆し逆転無罪判決」「政府、健康保険証廃止、マイナンバー利用拡大への改正法案を閣議決定」「最高裁、マイナンバー違憲訴訟の上告を棄却し住民側の敗訴確定」「東京高裁、袴田事件の再審開始決定」「毎日新聞世論調査、岸田内閣支持率 33%で前回から 7 ポイント上昇」などが報告された。

議論では、マイナンバーカードの今後社会に与える影響が中心となり、「利用拡大で個人監視が進む」「個人生活がネットワーク化され体制側のメリットになる」「実害が出てからの見直しでは遅い」「マイナンバーカードの危険性が周知されていない」「国会での議論が十分ではなかった」などが出された。

マイナンバーの利用者は 8 割超との発言もあったが、総務省によると今年 4 月 9 日の「有効申請受付率」は 76.5%、取得率と思われる「交付枚数率」は 63.5%（2 月末時点）で 2／3 に満たない。

＊マイナンバーカード交付状況について　https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html
＊危険すぎる「マイナ保険証」…！なぜ義務化？　https://www.zenshoren.or.jp/mynumber_qa

勉強会は、「放送法を巡る国会論戦で何が問われているか」をテーマに以下の各紙タイトルの社説・主張（3/8～3/19)、及び当会発信の資料を加えて議論した。

朝日新聞　放送法の解釈　不当な変更、見直しを
読売新聞　放送法の解釈　問題の所在を整理し議論せよ
毎日新聞　放送法の解釈変更　看過できない政治介入だ
東京新聞　放送法と政権　不当な新解釈撤回せよ
産経新聞　放送法問題　本質見極め冷静な議論を
当会緊急警告 066 号「岸田政権は放送法行政の歪みを正し、表現の自由を回復せよ」
当会 HP 会員ブログ　稲田恭明氏投稿論文「安倍政権のメディア支配」(1)（2）(3)

冒頭、草野委員は各紙を論評して、「放送法を巡る根本問題は集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護を規定した憲法 21 条にある。大手新聞各社はどこもこの憲法 21 条に立ち返っていない。稲田恭明論文はそこにメスを入れて論じている」ことを強調し、各紙の要旨を報告した。

議論では、「憲法 21 条に抵触することをマスコミは明らかにしていない」「高市早苗氏の捏造発言に議論が矮小化されている」「高市氏の発言が憲法上許されるかどうかの視点がない」「安倍政権のメディア支配の動きは検閲そのものであった」「70 年代～80 年代、公序良俗に反するテレビ番組が多くなってきたことが政府介入の口実を作った」「国民の一部に誤解があるが、メディアの内容を判断するのは政府ではない」「放送番組全体であろうが一つの番組であろうが関係なく、政府が放送事業者の自律性を無視し、政治的公平性の判断に介入すること自体が憲法 21 条違反である」「米国は基本的に報道への規制がない」「日本は報道の自由度ランキングにおいて 12 年前は 11 位だったが、今や発展途上国並みの 71 位となっている」といった意見が出された。

なお、4 月例会・勉強会は統一地方選挙中ではあるが、通常通り開催する予定である。

＜別紙 1＞　事務局報告

1）来信

①　当会シリーズ納本の勧め　　室崎宏治（千葉県柏市）

こんにちは。

エル・ライブラリー
住所　〒540-0031　大阪府大阪市中央区北浜東 3-14　　電話 06-6947-7722
館長　谷合佳代子

館長は京都大学文学部卒業の人で柴山健太郎遺稿集を入れていただきました。
完全護憲の会の会報のことを連絡しましたら入れていただけるとのことでした。
パンフを送っていただけたらと思います。
エル・ライブラリーは、公益財団法人大阪社会運動協会が運営する労働専門図書館です。
市民ボランティアと寄付で支えられてます。　　（2 月 26 日）

② 当会シリーズでの刊行要望　　迫　雅之（都内）

ご無沙汰しております。

実は数十年も前から喉に骨が刺さっていることがありまして、完全護憲の会で労をとっていただければと、連絡を差し上げた次第です。それは「教科書の検閲」についてです。

個人的な見解ですが、小・中・高の生徒に対するすべての教科書選定は現場の個々の教師に全面的に任せ、「自由で平等、公正、そして民主的な社会」を作るための道しるべとして授業を進めてゆくべきだと考えます。それを阻んでいるのが「検閲」であることは確かで、教師から自由と自主性と活力を奪ってしまいました。こどもたちのため、社会のために、学校現場に自由と活気を取り戻さなくては、敗戦後 77 年理念のない日々をいたずらに過ごしてきた、行政意志の既成事実だけが残ってしまいます。

憲法第 19 条（思想・良心の自由）21 条(表現の自由　②検閲はこれをしてはならない）　26 条（普通教育）から問題意識を持つ方が周辺にいらっしゃったら｛日本国憲法が求める国の形　シリーズ｝としての刊行を検討していただきたくお願い申し上げます。　（2 月 18 日）

2）当会のシリーズ 14 号「安倍政権の総括」の構成案

（6 月末前の発行を予定）

1．アベノミクスとは　（蜂谷　隆）
2．歴史修正主義の 30 年――河野談話から安倍談話へ　（稲田恭明）
3．外交政策――特に日韓、日朝関係を巡って　（大畑龍次）
4．強行採決などによる実質改憲と 6 度の国会議員選挙　（福田玲三）
5．政治の私物化と嘘の蔓延、その先にあった死　（柳澤修）
年表　（鹿島孝夫）

3）緊急警告 066 号

「岸田政権は放送法行政の歪みを正し、表現の自由を回復せよ」を発出。＜別紙 3＞

4）当会 HP 会員ブログへの投稿

◇虚言と無責任を憂う　時事短歌 3 首　　曲木草文　（3 月 19 日）

・捏造とかつての部下に投げつける天に唾する早苗大臣
・捏造ってそれを言っちゃあおしまいよ寅さんならばきっとそう言う
・頼るべき虎もいぬのに見えを切る大臣・議員も辞めるとぞ

◇安倍政権のメディア支配（3）　　稲田恭明　（3 月 16 日）
◇安倍政権のメディア支配（2）　　稲田恭明　（3 月 15 日）
◇安倍政権のメディア支配（1）　　稲田恭明　（3 月 14 日）
◇「制度のモデルチェンジ」なしに「ご利益」を得られるか？――昭和からの脱却
弁護士　後藤富士子　（3 月 15 日）
◇憲法 14 条「法の下の平等」は未だ達せられず　　柳澤　修　（3 月 2 日）
◇人は何歳まで走れるのか？不安なく一生 RUN を楽しむ　Kumie　（3 月 1 日）
◇ウクライナ・ロシア戦争 1 年　戦争を憂う　時事短歌 1 首　曲木草文　（2 月 28 日）

・戦場に逝きし夫の帰り待つ若妻の記事厳寒ウクライナ

◇「家族法制の見直しに関する中間試案」についての意見書――＜父母の婚姻関係に左右されない親子法の確立＞　　弁護士　後藤富士子　　（2月17日）

5）集会の案内

◇森友事件は未解決だ！怒りのデモ第69回

☆安倍明恵・佐川宜寿・加計幸太郎を証人喚問せよ！

☆松井（前）知事は森友（小学院）を認可した責任をとれ！

☆第三者委員会による公文書改ざんの再調査を行え！

・日時：4月13日（木）18：00　集会　19：00　デモ出発

・場所：大阪城公園「世界連邦平和像」前

・主催：「森友学園疑獄」を許すな！実行委員会

http://www.labornetjp.org/EventItem/1679297575198matuzawa

◇週刊金曜日東京南部読者会

・4月28日（金）18：00~20：30

・大田区消費者生活センター第4集会室（JR「蒲田駅」東口5分）

◇憲法映画祭２０２３

・4月29日（土）開場：10：00　＜孫や子と見る戦争・平和について考える映画＞

10：30　映画『はだしのゲン』（107分）

13：00　映画『対馬丸　さようなら沖縄』（70分）

14：30　映画『火垂るの墓』（88分）

16：20　映画『少女ファニーと運命の旅』（96分）

・4月30日（日）開場：9：30　＜戦争をするということはどういうことか＞

10：00　映画『ジョニーは戦場に行った』（112分）

13：00　映画『うりずんの雨』（148分）

15：30　講演「憲法9条というリアリズム」

早稲田大学教授　愛敬浩二さん

16：30　映画『教育と愛国』（106分）

18：20　映画『ある戦争』（115分）

・武蔵野公会堂ホール

・入場料　一般：1日券2500円　1回券（1作品か講演）1000円

・学生・若者：1日券1500円　1回券500円

・1日目子ども（小学生・中学生）：無料　（前売・予約は行っておりません）

・主催：憲法を考える映画の会　042－406-0502　E-mail :hanasaki33@me.com

http://www.labornetjp.org/EventItem/1680409040465staff01

※ご参考：大型連休には全国で貴重なイベントが目白押し、学びのGWとも言えます。参加できなくても、イベントカレンダーで一覧と詳細を見ると勇気づけられ、拡散協力もできます。

http://www.labornetjp.org/EventItem

6）当面の日程

第 108 回例会・勉強会	4 月 23 日(日)13:30～16:30	新橋ばるーん 205 学習室
第 110 回運営委員会	4 月 29 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ集会室 A
第 109 回例会・勉強会	5 月 28 日(日)13:30～16:30	新橋ばるーん 205 学習室
第 111 回運営委員会	6 月 3 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ講習室
第 110 回例会・勉強会	6 月 25 日(日)13:30～16:30	未　定

＜別紙 2＞　政治の現況について

（1）主なニュース一覧（2023/2/21－3/20）

＊最高裁、金沢市役所前広場の護憲集会不許可は「合憲」判決（2023/2/21）
＊大阪地裁、聴覚障害児の死亡事故「逸失利益」は健聴者の 85%判決（2023/2/27）
＊過去最大の防衛費増含む 2023 年度予算案が衆院通過、3 月中成立（2023/2/28）
＊政府、原発運転 60 年超可能の関連 5 法案を「束ね法案」（GX 脱炭素電源法案）として閣議決定（2023/2/28）
＊放送法の解釈変更をめぐる「総務省文書」、高市経済安保相は「捏造」答弁（2023/3/3）
＊大阪高裁、関西生コン事件で一審判決覆し逆転無罪判決（2023/3/6）
＊政府、健康保険証廃止、マイナンバー利用拡大へ　改正法案を閣議決定（2023/3/7）
＊政府、入管法改正案を閣議決定 廃案となった旧法案内容をほぼ維持（2023/3/7）
＊最高裁、マイナンバー違憲訴訟に「合憲」判断、上告棄却。住民側の敗訴確定（2023/3/9）
＊仙台高裁、原発事故の国の賠償認めた一審判決覆す判決。東電の賠償額は増額（2023/3/10）
＊東京高裁、「袴田事件」の再審開始決定（2023/3/13）
＊参議院、ガーシー参院議員（旧 NHK 党）の除名可決（2023/3/15）
＊韓国の尹錫悦（ユンソンニョル）大統領来日、日韓首脳会談開催（2023/3/16）
＊毎日新聞世論調査 岸田内閣支持率 33%　前回から 7 ポイント上昇（2023/3/19）

（2）新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

① **東京新聞 TOKYO Web**　2023 年 2 月 21 日　　ニュース記事

市役所前広場の護憲集会不許可は「合憲」　最高裁

宇賀克也裁判官は「言論の自由の事前抑制になる」と反対

金沢市の市庁舎前広場で計画された護憲集会を市が不許可としたのは集会の自由を保障する憲法に反するとして、市民団体が市に損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第 3 小法廷（長嶺安政裁判長）は 21 日、市の対応を合憲と判断し、市民団体の上告を棄却した。

裁判官 5 人中 4 人の多数意見で「政治的対立がみられる論点で集会が開催されれば、市の政治的中立性に疑義が生じうる」と判断した。庁舎管理権と集会の自由を巡り、最高裁が判断を示すのは初めて。

判決などによると、原告の市民団体「石川県憲法を守る会」が 2017 年、護憲集会のため、市庁舎に隣接する広場の使用を申請。市は拡声器やプラカードを使った政治批判などが庁舎管理規則が禁じる「特定の政策や主義に賛成または反対する目的で、威力や気勢を示す示威行為」に当たると判断、不許可処分にした。

市民団体は、広場が集会などに長年使われたとして公民館などと同様の「公の施設」と主張したが、判決は庁舎の一部で「一体的に管理、利用されている」と指摘。集会が開かれれば「市が特定の立場の者を利しているかのような外観が生じる」とし、処分は違憲ではないと結論づけた。

一方、裁判官 5 人のうち宇賀克也裁判官は反対意見で、広場は「公の施設」に当たるとし、不許可処分に正当な理由がなく違法と指摘した。庁舎として規則が適用されるとしても、広場は実態として「パブリック・フォーラム（公共の言論の場）」であり、「発言内容を理由に不許可にすることは言論の自由の事前抑制になる」と付言した。

一審金沢地裁、二審名古屋高裁金沢支部はともに、団体側の訴えを退けた。（太田理英子）

◆原告「自由な発言が制約」　金沢市長は「今後も適切に運用」

「市民の自由な発言が制約されていくのではないかと危惧する。不当な判決だ」。原告で「石川県憲法を守る会」の盛本芳久代表委員は強い口調で口にした。庁舎の管理規則を変更するなどした金沢市には「意図的に護憲運動に圧力をかけたと認識せざるをえない」と述べた。

最高裁で判決を聞いた弁護団長の岩淵正明弁護士は判決に書かれた反対意見を評価。「われわれの主張をほぼ認めてくれているもの。金沢市には厳粛に受け止めてほしい」と投げかけた。

金沢市の村山卓市長は「最高裁においても当方の主張が認められたものだと受け止めている。今後も適切な運用に努めていきたい」との談話を出した。

◆集会の自由の重要性、最高裁判決に残された

内藤光博・専修大教授（憲法学）の話　公務に使う「公用物」か一般市民が使う「公共用物」に二分せず、実質的な性質に即して判断すべきだとする宇賀裁判官の反対意見は、憲法学と行政法学に即した的確な判断だ。最高裁がパブリック・フォーラムに言及した例は少なく、表現が行われる空間での規制を原則認めるべきでないとも踏み込んでいるのは画期的。近年の強権的な自公政権下では、少数者の表現の自由が狭まっている危機的状況がある。集会の自由の重要性を踏まえた意見が最高裁判決に残されたことは意義深い。

②　日本経済新聞　2023 年 2 月 28 日　　ニュース記事

2023 年度予算案、衆院通過　3 月中成立へ

2023 年度予算案は 28 日の衆院本会議で自民、公明両党などの賛成多数で可決し、衆院を通過した。憲法の衆院優越規定に基づき、予算案は参院送付から 30 日で自然成立するため 3 月中の成立が確定した。

23 年度予算案は一般会計の歳出総額が当初予算で過去最大の 114 兆 3812 億円に上る。防衛費を大幅増額した。

これに先立つ衆院予算委員会では岸田文雄首相が出席する締めくくり質疑があった。首相は防衛費の増額を巡り「必要な内容を積み上げて規模を導き出した」と説明した。

「日本の抑止力を向上させ、武力攻撃そのものの可能性を低下させていく取り組みが重要だ」と理解を求めた。

立憲民主党や日本維新の会などは予算案に反対した。22 年度予算に賛成した国民民主党も今回は反対に回った。維新などが予算委で提出した予算案の組み替え動議は否決された。

③　読売新聞オンライン　2023 年 2 月 28 日　　ニュース記事

原発運転「60 年超」、関連法案を閣議決定…30 年超は 10 年以内ごとに安全認可義務付け

政府は 28 日、原子力発電所の「60 年超」運転を可能にする、五つの関連法の改正案を一本化した束ね法案を閣議決定した。運転期間の長い原発には新たな認可制度も設ける。2011 年の原発事故で停滞した原発政策が新たな展開を迎える。

束ね法案は「ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）脱炭素電源法案」。原子力基本法や電気事業法、原子炉等規制法（炉規法）、使用済み燃料再処理法、再生可能エネルギー特別措置法を含む。脱炭素への取り組みを掲げた「ＧＸ実現に向けた基本方針」に基づく対応だ。

具体的には、炉規法で定めていた原発の運転期間を、電事法で規定する。「原則 40 年、最長 60 年」としてきた運転期間は、原子力規制委員会の安全審査や裁判所の仮処分命令などで停止した期間に限って延長できるようにする。事実上、60 年超運転を認める。電力各社などに適正な事業運営を求める電事法に規定することで、原発の安全性と電力の安定供給を両立させる。

一方、炉規法には、新たな安全規制を設ける。運転開始から 30 年超の原発には、10 年以内ごとに規制委から安全に関する認可を受けるよう義務づける。経年に応じて厳格な安全確認を行い、事業者に劣化の評価や、管理体制の見直しを促す。

また、再処理法の改正では、核燃料サイクル事業を担う認可法人「使用済燃料再処理機構」に廃炉に関連する業務を追加する。電力各社などに、廃炉費用の拠出を義務付ける。廃炉時代に備える。再生エネ拡大に合わせ、送電網の整備資金を確保する新制度もつくる。電事法と再生エネ特措法に盛り込む。

運転延長を巡っては、今月 13 日の規制委の会合で委員 5 人のうち 1 人が反対した。政府は 21 日に予定していた閣議決定を延期していた。政府は今国会で束ね法案の成立を目指す。

④　共同通信　2023 年 3 月 3 日　　ニュース記事

放送法文書を巡り国会紛糾　野党「個別の番組に圧力」と批判

立憲民主党の小西洋之参院議員が安倍政権当時の総務省作成として公表した、放送法の「政治的公平」に関する内部文書を巡り 3 日、参院予算委員会の審議が紛糾した。質問に立った小西氏は「個別の番組に圧力をかける目的で法解釈を変えた」と批判。当時、総務相を務めていた高市早苗経済安全保障担当相は自身の言動に関する記述から「全くの捏造文書だ」と主張した。捏造でなかった場合は閣僚や議員を辞職するかどうかを問われ「結構だ」と明言した。

小西氏が示したのは、2014～15 年に首相官邸と総務省の担当者が協議した経緯とされる文書や参考資料など計 78 ページ。官邸が TBS 系の情報番組「サンデーモーニング」でコメンテーター全員が同じ主張をしていたと問題視し、事実上の解釈変更に至った流れとして記述されている。小西氏は同省職員から提供を受けたと説明。岸田文雄首相は予算委で「文書の正確性や正当性が定かではない」と評価を避けた。

⑤　産経新聞 THE SANKEI NEWS　2022 年 3 月 6 日　　ニュース記事

関西生コン幹部に逆転無罪　大阪高裁

和歌山県海南市にある「和歌山県広域生コンクリート協同組合」の事務所で平成 29 年 8 月、実質的運営者を怒鳴り付け、街宣活動で謝罪を要求したとして、威力業務妨害と強要未遂の罪に問われた「全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部」書記次長の武谷新吾被告（58）の判決で、大阪高裁は 6 日、無罪を言い渡した。懲役 1 年 4 月、執行猶予 3 年とした 1 審和歌山地裁判決（昨年 3 月）を破棄した。

和田真裁判長は、協同組合側が武谷被告側の関西地区生コン支部の組合員に対し元暴力団員らを使って圧力をかけたのがトラブルの発端だと指摘。これに対抗する形となった武谷被告らの行為には「行き過ぎの部分はあるが暴力を伴わず、労働組合が団結権を守るための正当行為に当たる」と判断し、違法性が阻却されると結論付けた。

武谷被告と共謀したとして同じ罪に問われた関西地区生コン支部の執行役員2人についても1審の執行猶予付き有罪判決を破棄、無罪とした。

⑥　**朝日新聞 DIGITAL**　2022年3月7日　　ニュース記事

健康保険証廃止、マイナンバー利用拡大へ　改正法案を閣議決定

政府は7日、2024年秋に従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化するための関連法案を閣議決定した。マイナンバーの利用範囲の拡大や、国民の口座登録の新たな制度なども盛り込む。社会のデジタル化を一気に進める考えだが、政府の対応や手続きに異論が出ている。

改正するのは、マイナンバー法や健康保険法など13の法律で、国会では「束ね法案」としてまとめて審議する。現在の保険証を廃止し、マイナカードを持っていない人には、被保険者であることの「資格確認書」を健保組合などの保険者が発行する。

資格確認書には、氏名や生年月日、被保険者番号などが記載される。有効期限は最長1年で、更新が必要になる。現在の保険証も、経過措置として廃止から1年間は有効とする。

マイナンバーの利用範囲も広げる。これまでは社会保障、税、災害対策の3分野に限っていたが、改正で「その他」にも広げ、国家資格の手続きや自動車の登録、在留外国人に関わる行政手続きなどを追加する。

法律では、これらの対象分野…　（有料記事、以下略）

⑦　**毎日新聞**　2022年3月9日　　ニュース記事

マイナンバー制度は「合憲」　最高裁上告棄却、住民側の敗訴確定

社会保障や納税などに関する情報を一元的にマイナンバーで管理することを定めた「マイナンバー制度」の憲法適合性が争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷（深山卓也裁判長）は9日、制度は「合憲」との初判断を示した。違憲だとして国にマイナンバーの利用差し止めなどを求めた住民側の上告を棄却した。住民側を敗訴とした1、2審判決が確定した。

マイナンバー法が行政の効率化などを目的に2013年5月に成立し、16年1月に国内に住む全ての人に12桁の番号を割り振るマイナンバー制度の運用が始まった。

住民側は運用開始前の15年12月以降、全国8地裁にマイナンバーの利用差し止めなどを求めて相次いで提訴。マイナンバーには、納税額や扶養家族の有無など多くの秘匿性の高い情報がひも付けられており、行政機関に保存・利用されることで「自ら情報をコントロールする権利」やプライバシー権が侵害されると主張した。

8地裁の1審判決はいずれも「マイナンバーが正当な目的の範囲を逸脱して集められたり、マイナンバーが漏えいしたりする具体的な危険性は認められない」などと指摘し、マイナンバー制度を合憲とした。2審はこれまでに5高裁で判決が言い渡され、いずれも1審判決を支持した。今回の最高裁判決は8訴訟のうち、仙台、名古屋、福岡の3地裁に起こされた訴訟を対象とした統一判断。【遠山和宏】

⑧　**東京新聞 TOKYO Web**　2023 年 3 月 10 日　　ニュース記事

「国は違法な不作為」…でも責任認めず　一審判決を覆した仙台高裁に原告側は「最高裁判決に忖度」

10 日の仙台高裁判決は、東京電力福島第一原発事故の損害に対し、一審判決を覆して国の賠償責任を認めなかった。裁判長は判決理由で、国に対して厳しい言葉を次々と並べたものの、国の責任を否定した最高裁の判断に下級審が拘束される構図は崩れなかった。

「津波によって重大事故が発生する危険を予見できた」「東電に事故対策を命じなかったことは、違法な不作為」「対策を命じていれば事故が起きなかった可能性は相当高かった。（津波が予見できてから）8 年にわたり規制権限の行使を怠った国の責任は重大」

東京電力福島第一原発事故の損害賠償を巡る経緯

2011年3月11日	福島第一原発事故が発生
8月5日	国が賠償基準「中間指針」を策定
13年12月までに	国が指針を4回改定
東電	指針以上の賠償を多数拒否。被災者による訴訟が相次ぐ
国	指針以上の賠償を東電に命じる判決があっても、指針を見直さず。東電への指導も不十分
22年3月	最高裁が指針を上回る賠償を東電に命じた7件の高裁判決について、東電の上告を退け確定
6月17日	最高裁が国の賠償責任を否定
12月20日	国が指針を9年ぶりに改定
23年3月10日	仙台高裁も国の賠償責任を認めず

法廷で 48 分間かけて判決理由を読み上げた小林久起ひさき裁判長は、国の対応を断じる部分でひときわ声のボリュームを上げた。これまでにも別の裁判で、国や東電を厳しく批判してきた姿が重なった。

ところが終盤、言葉が止まる。そして、意を決したように核心部分を続けた。「しかし、（対策をしても）必ず事故を防ぐことができたと断定することまではできない」。小さな声で、国の責任を否定した。

判決後に記者会見した原告弁護団の米倉勉弁護士は「国の責任を実質的に認めながら、最高裁判決があるからやむをえず、事故は防げなかったとした。不思議な判決だ」と指摘した。原告団の伊東達也団長は「忖度そんたくした判決で残念。大きな津波が来たから仕方ないという判断が続けば、福島事故がなぜ起きたのかという問いが永遠に封じられる。戦い続ける」と憤った。

国は福島事故後、被災者への賠償基準「中間指針」をつくり、東電が迅速に賠償するよう指導する立場にある。しかし、東電が指針以上の賠償を拒否するケースが相次ぎ、少なくとも 30 件の集団訴訟が起きた。その間も国は指針を見直さず、昨年 3 月に指針を上回る賠償を東電に命じた 7 件の高裁判決が確定して、ようやく 9 年ぶりに指針を改定。被災者の救済を遅らせたのは、国でもある。

この日、小林裁判長は東電の被災者への対応について「危険を認識しながら経営上の判断を優先させ、住民の生命や安全をないがしろにした」と痛烈に批判。国に対しても「住民への危害を防ぐために規制権限を与えられている」と指摘した。東日本大震災と福島事故から 12 年を翌日に控える日に、国策として原発を推進してきた国と電力会社に、責任と自覚を強く迫る判決の言い渡しだった。（小野沢健太）

⑨　**毎日新聞**　2022 年 3 月 19 日　　ニュース記事

岸田内閣支持率 33%　前回から 7 ポイント上昇　毎日新聞世論調査

毎日新聞は 18、19 の両日、全国世論調査を実施した。岸田内閣の支持率は 33%で、2 月 18、19 日の前回調査の 26%から 7 ポイント上昇した。

不支持率は 59%で前回の 64%から 5 ポイント低下した。【伊藤奈々恵】

＜別紙 3＞　緊急警告 066 号

岸田政権は放送法行政の歪みを正し、表現の自由を回復せよ

2023 年 3 月 2 日、立憲民主党の小西洋之参議院議員が、放送法が定める放送局の政治的公平性を巡る総務省の内部文書を公表した。この文書は総務省の勇気ある官僚が「放送法を国民の手に取り戻して下さい」との必死の思いで、総務省出身の小西議員に託したもの。文書によれば、第二次安倍政権下の 2014～15 年にかけて、当時の磯崎陽輔首相補佐官が総務省に強引な働きかけを行い、「一つの番組でも政治的な公平性が問われる」という解釈を求めていたことが赤裸々に記されており、結果的に当時の高市早苗総務大臣が、総務委員会で文書の筋書き通りに答弁を行っていたのだ。総務省が抵抗していたことも伺われるが、最終的には安倍首相が高市大臣に国会答弁を指示していたことも記されている。

磯崎氏は文書の中で、「この件は俺と総理が二人で決める話」などと語り、安倍政権下の官邸独裁、首相独裁の一端が垣間見える文書である。

松本剛明総務大臣はこの文書を行政文書であることを認めたが、一部についてはその正確性が確認できていないという苦しい言い訳を行なっている。その理由は、78 枚の文書中 4 枚に高市氏に関するレク（説明）記録と電話記録が含まれ、高市氏が「文書は捏造(ねつぞう)」と公言し、捏造でなかったら「大臣も議員も辞める」と答弁しているからだ。森友問題の安倍氏の答弁「私や妻が関係していたら総理大臣も議員も辞める」を思い出す。安倍氏の言葉が、その後の文書改竄(かいざん)に繋がったことを忘れたかのような政府の対応には憤りしかない。行政文書であることを認めながら、「正確性が確認できない」としたら、総務省の行政文書は全て信用できないことになり、総務行政の崩壊を自ら招くことになる。間違っても高市氏を守るために文書の真実性を歪めてはならない。岸田首相はこの問題に対して、一貫して「総務省が対応する問題」と、他人事のような答弁を繰り返している。行政の総責任者としての自覚がまるで見受けられない。

毎年「国境なき記者団」が発表している「報道の自由度ランキング」の最新 2022 年ランキングによれば、日本は恥ずかしいかな 71 位という危機的状況にある。民主党政権だった 2010 年～2012 は 11 位～22 位だったが、第二次安倍政権以降 50 位以下となり、順位を下げ続け、先進国では最低レベルにある。記者クラブという閉鎖的制度がいまだにあり、権力側からの情報をたれ流すだけという報道姿勢も一つの要因ではあるが、最も大きな要因は、権力による有形無形の恫喝(どうかつ)と、それによる自己抑制である。この文書で明らかになった、首相とその取り巻きが勝手に法解釈を変更し、テレビ局にとっては生命線である電波停止などの恫喝を受ければ、どのテレビ局も委縮し、政権批判を抑制する作用が働くのは当然である。

1950 年にできた放送法は、戦前・戦中の反省から、政府が検閲、監督を一切行わないこととしてきたが、テレビの影響力が大きくなるに従い、次第に政府の干渉が多くなり、行政指導が度々行われることになる。その中で「政治的公平性」については、「放送事業者の番組全体を見て判断する」という解釈をとってきたが、2015 年 5 月の高市総務大臣答弁で「一つの番組でも極端な場合は政治的公平が侵されたと判断する」という解釈に変更され、それが現在も政府の統一見解として生きている。これも問題ではあるが、最も大きな問題は、番組全体にせよ、個々の番組にせよ、誰が政治的公平を「判断」するかということである。放送法の原点は憲法 21 条の「表現の自由の保障」であり、それをうけ

て放送法１条の「放送による表現の自由の確保」と、３条の「何人からも干渉され、規律されない」があるのである。したがって「判断」は放送事業者自身が自主的に行うべきもののはずである。しかし、これらを全て無視あるいは曲解した安倍政権以降は、政府が個々の番組内容にまで介入し、実質的な検閲が行われているのだ。時の政権が政治的公平を「判断」できるとしたら、安倍政権のような独裁色の強い政府の下では、政権批判報道は封殺されるか、自主規制せざるを得ない状況になり、国民の知る権利も失われ、言論の自由も圧殺されてしまうのだ。

岸田政権はこの放送法問題に正面から向き合い、現在の歪んだ放送法の解釈を正し、権力の監視機能を持つ報道機関の表現の自由を回復せよ！

（2023 年 3 月 12 日）

◆当会への入会ご案内（会費は無料）　参照：https://kanzengoken.com/?page_id=6402

「完全護憲の会」入会申込書　No.＿＿＿＿＿＿

氏　　名	
ふ　り　が　な	
入 会 年 月 日	２０　　年　　月　　日
メールアドレス	
住　　所	〒
電　話　番　号	
入会金（1000 円）	□支払い済み　　□未払い

目次に戻る